

【診療報酬等の請求にかかる留意事項】

共通					
項目	内容				
オンライン資格確認に係る過誤調整の取扱いについて	<p>本会において、オンライン資格確認により資格の変更が判明した電子レセプトは、新資格の保険者に振替又は分割し、過誤結果通知書の摘要欄に次の①、②のとおり記載しています。</p> <p>①「振替・分割」 国保分及び後期高齢者分のレセプトを正しい資格情報により訂正済。</p> <p>②「包括的合意」 新旧保険者間で正しい資格情報により訂正済。</p> <p>上記①、②に該当するレセプトについては、審査支払機関において、正しい資格情報に訂正の上、支払金額を調整済みであるため、取下げや再請求の必要はありませんので、ご留意ください（再請求をされた場合、重複請求となります）。</p> <p>例) 国保から社保へ振替わった場合、国保側の支払いから減額し社保側の支払いが増額されます。</p>				
レセプトの傷病名について	<p>診療報酬請求書等の記載要領にも示されているとおり、レセプトの傷病名については、「原則として、傷病名コードに記載されたものを用いること」となっています。未コード化傷病名（コード：0000999）はやむを得ない場合に限り使用してください。</p> <p>なお、同一診療開始日に複数の病名がある場合については、1つの傷病名欄に1つの傷病名コードでご請求ください。</p> <p><複数の病名がある場合の記載例></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①糖尿病、高血圧症</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">⇒ ①糖尿病（診療開始日令和5年4月1日）</td> </tr> <tr> <td>（診療開始日令和5年4月1日）</td> <td style="text-align: right;">②高血圧症（診療開始日令和5年4月1日）</td> </tr> </table>	①糖尿病、高血圧症	⇒ ①糖尿病（診療開始日令和5年4月1日）	（診療開始日令和5年4月1日）	②高血圧症（診療開始日令和5年4月1日）
①糖尿病、高血圧症	⇒ ①糖尿病（診療開始日令和5年4月1日）				
（診療開始日令和5年4月1日）	②高血圧症（診療開始日令和5年4月1日）				